

市民活動センターの指定管理者を募集します！

静岡市では、NPOのマネジメントや事業運営、立ち上げに関する相談の受付、各種情報の収集・提供や活動場所・拠点の提供などにより市民活動を支援するため、市内2か所に市民活動センターを設置しています。

当施設について、平成30年4月1日から管理運営していただく指定管理者を公募により募集します。

1 対象施設

- (1) 静岡市番町市民活動センター（葵区一番町50番地）
- (2) 静岡市清水市民活動センター（清水区港町二丁目1番1号）

2 指定期間

平成30年4月1日～平成33年3月31日（3年間）

※この期間は議会での議決により決定します。

3 募集条件

静岡市内に事務所等を有する法人その他の団体または、複数の法人等により構成されるグループであること。ほか詳細は募集要項をご覧ください。

4 募集・受付期間

平成29年11月2日（木）から29年12月4日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日は除く）

5 申込方法

指定申請書ほか所定の書類を
静岡市市民局市民自治推進課（葵区追手町5番1号 静岡庁舎新館15階）
まで直接持参してください。

6 募集要項、申請書類等配布先

市民自治推進課及び各市民活動センターの窓口
静岡市ホームページ

【URL】 http://www.city.shizuoka.jp/912_000073.html

7 お問い合わせ先

静岡市市民局市民自治推進課
市民協働促進係 TEL 054-221-1372